

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年7月22日

水 曜 日

第5546号

目次

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定の更新 1
- 指定自立支援医療機関の指定 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定
- 道路の区域変更 4
- 道路の供用開始 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法による意見書の概要 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

告 示

富山県告示第355号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ氷 見幸町薬局	氷見市幸町 7 番22 号	育成医療・更生 医療	調剤	令和 8 年 7 月 1 日
スギ薬局いみずの 小杉店	射水市一条 6 番地 5	育成医療・更生 医療	調剤	令和 8 年 7 月 1 日

チューリップ立町 薬局	射水市立町5番4 号	育成医療・更生 医療	調剤	令和8年 7月1日
----------------	---------------	---------------	----	--------------

富山県告示第356号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
たんぽぽ薬局魚 津店	魚津市六郎丸 1272番地3	育成医療・ 更生医療	調剤	令和8年8月1日
砺波ラベンダー 薬局	砺波市中神二丁 目30番	育成医療・ 更生医療	調剤	令和8年7月1日
訪問看護ステー ションふくろう	高岡市中央町62 番地 青井ビル 2階	育成医療・ 更生医療	訪問看護	令和8年7月1日

富山県告示第357号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

氏名	担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
掛下 和幸	呼吸器内科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
蒲田 亮介	外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
曾根 渉	腎臓・リウマ チ膠原病内科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
高橋 直希	消化器内科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
多田 康剛	脳神経内科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
梁取 祐介	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	令和 8 年 7 月 1 日
和田 侑星	内科	独立行政法人地 域医療機能推進 機構高岡ふしき 病院	高岡市伏木古府 元町 8 番 5 号	令和 8 年 7 月 1 日
北野 一樹	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日
中村 友祐	外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	令和 8 年 7 月 1 日
廣川 達郎	整形外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	令和 8 年 4 月 23 日
高田 秀夫	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 滑川病院	滑川市常盤町 119 番地	令和 8 年 4 月 10 日
丸山 和一	眼科	富山県厚生農業 協同組合連合会 滑川病院	滑川市常盤町 119 番地	令和 8 年 5 月 19 日
梶川 尚	内科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108 番地 1	令和 8 年 7 月 1 日

南野 治彦	内科、リハビリテーション科	医療法人社団友愛病院会黒部温泉病院	黒部市窪野 929 番地	令和8年7月1日
藤井 正文	整形外科	医療法人社団藤井整形外科医院	砺波市栄町 613 番地	令和8年7月1日
南保 和宏	整形外科	公立南砺中央病院	南砺市梅野2007番地5	令和8年7月1日
大江 洋介	内科	真生会富山病院	射水市下若89番地10	令和8年7月1日

富山県告示第358号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡入善町櫛山1166番2から	変更前		最大 7.2 最小 5.8	41.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町櫛山1195番地まで	変更後		最大 7.9 最小 6.4	41.7	

県道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字西寺田3505番15から	変更前		最大 16.6 最小 16.5	15.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町入膳字西寺田3505番15まで	変更後		最大 16.6 最小 16.5	7.8	
県道 新屋上野線	下新川郡入善町上野1663番 2 から 下新川郡入善町上野1656番 1 まで	変更前		最大 17.8 最小 11.7	98.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町上野1663番 2 から 下新川郡入善町上野1657番 1 まで	変更後		最大 20.7 最小 11.8	71.6	

富山県告示第359号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 22 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 22 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡入善町櫛山1166番 2 から 下新川郡入善町櫛山1195番地まで	令和 8 年 7 月 22 日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字西寺田3505番 15から 下新川郡入善町入膳字西寺田3505番 15まで	令和 8 年 7 月 22 日	新川土木 センター 入善土木 事務所

県道 新屋上野線	下新川郡入善町上野1663番2から 下新川郡入善町上野1657番1まで	令和8年7月22日	新川土木 センター 入善土木 事務所
-------------	--	-----------	-----------------------------

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

令和8年3月6日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ氷見島尾店 氷見市島尾247番 ほか
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要
駐車場の自動車の出入口の位置に関すること
- 4 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 5 縦覧期間 令和8年7月22日から令和8年8月24日まで

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン上飯野 富山市上飯野41番地 5

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渚二丁
目38番地

株式会社文苑堂書店 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南五丁目 2 番20号
ほか 1

(変更後) 株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新
宿二丁目21番 1 号

株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役 山本 太郎 新潟県新発
田市新栄町三丁目 1 番13号 ほか 1

4 変更の日 令和 6 年 7 月18日 ほか

5 変更の理由 小売業者変更のため

6 届出の日 令和 8 年 6 月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和 8 年 7 月22日から令和 8 年11月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する
ことができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン氷見 氷見市窪731番地1 外23筆

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社やまや 代表取締役会長 山内 英晴 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号 ほか2

（変更後）株式会社やまや 代表取締役社長 佐藤 浩也 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号 ほか2

4 変更の日 令和8年6月25日

5 変更の理由 小売業者代表者氏名変更のため

6 届出の日 令和8年6月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年7月22日から令和8年11月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンモール高岡 高岡市下伏間江383番地

2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ほか102

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ほか102

4 変更の日 令和8年5月27日

5 変更の理由 小売業者の退店及び出店等変更のため

6 届出の日 令和8年7月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年7月22日から令和8年11月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イータウンとなみ 砺波市太郎丸字堀田島3530番1 外

2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス、アルビス株式会社、株式会社良品計画

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号 ほか1

（変更後）株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役社長 上野 善紀 群馬県高崎市栄町1番1号 ほか2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 小林 辰夫 群馬県高崎

市栄町 1 番 1 号 ほか 3

(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役社長 上野 善紀
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 ほか 3

- 4 変更の日 令和 7 年 6 月 27 日 ほか
- 5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者変更のため
- 6 届出の日 令和 8 年 7 月 8 日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和 8 年 7 月 22 日から令和 8 年 11 月 24 日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

